

# 鹿児島県の最低賃金

知っていますか？ 自分の最低賃金

## 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	<b>853円</b>	令和4年 10月6日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車（新車） 小売業	<b>902円</b>	令和4年 12月22日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 （医療用計測器製造業 を除く、ただし心電計 製造業は含む）	<b>853円</b>		左記の最低賃金は、令和4年度は改正がありません。 このため、 <b>令和4年10月6日から鹿児島県最低賃金853円</b> 以上の支払いが必要となります。
百貨店、 総合スーパー	<b>853円</b>		左記の最低賃金は、令和4年度は改正がありません。 このため、 <b>令和4年10月6日から鹿児島県最低賃金853円</b> 以上の支払いが必要となります。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

### ●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する お問い合わせ先	鹿児島労働局賃金室	(電話)099-223-8278	川内労働基準監督署	(電話)0996-22-3225
	鹿児島労働基準監督署	(電話)099-214-9175	加治木労働基準監督署	(電話)0995-63-2035
	鹿屋労働基準監督署	(電話)0994-43-3385	名瀬労働基準監督署	(電話)0997-52-0574

## 業務改善 助成金

### 中小企業・小規模事業者の皆さんへ

生産性向上に向けた取組を  
支援します

詳しくは、  
こちら▶

業務改善助成金

検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター(☎0120-366-440) 又は  
鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239) 又は  
鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内 ☎0120-221-255)

